

交規発第 73号
平成13年3月12日

各所属長殿

岐阜県警察本部長

交通情報の収集・通報連絡要領の制定について

県内の交通情報を正確、迅速に把握し、所要の措置を講じ、諸般の情勢に対処するため、このたび、別添「交通情報の収集・通報連絡要領」を制定し、平成13年4月1日から運用することとしたから、誤りのないようされたい。

なお、昭和49年5月20日付け、交企発第150号「岐阜県警察交通管制要綱の制定」は廃止する。

別添

交通情報の収集・通報連絡要領

1 目的

この要領は、県内の主要幹線道路の交通に影響を与える交通障害等の発生に際し、交通情報の収集・通報連絡等の必要な事項を定めることにより、適切な交通管理を実施することを目的とする。

2 交通情報の種別

交通情報の種別は、次の3種類とする。

(1) 交通障害情報

自然災害、異常気象、交通事故その他の事由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限に関する情報（道路使用情報を除く）をいう。

(2) 道路使用情報

道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催に伴う道路使用（以下「道路使用」という。）に関する情報をいう。

(3) 交通渋滞情報

車両の過度集中、道路工事、事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞り、速度がおおむね毎時20キロメートル以下になっている状態（以下「交通渋滞」という。）に関する情報をいう。

3 対象道路

(1) 交通情報の通報連絡を行わなければならない対象道路は、高速自動車国道、自動車専用道路、国道、主要地方道及びその他の有料道路とする。

なお、対象道路以外の一般県道及び市町村道であっても、交通障害や交通渋滞により交通管理上の影響を及ぼす場合及びその障害等が対象道路に関連する場合は、対象道路に準ずる。

(2) 異常気象時における道路通行規制区間は、別に指示する。

4 交通情報の収集

(1) 交通規制課長は、交通管制センターの機能を活用するほか、隣接県警察、道路管理者、気象関係機関、財団法人日本道路交通情報センター等との連絡を密にし、広域的な交通情報の収集に努めなければならない。

(2) 警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、警ら、交通指導取締り、交通事故処理、道路使用（占用）許可等日常の業務を通じ、交通情報の収集に努めなければならない。

(3) 警察官は、交通情報を入手したときは、速やかに署長等に報告しなければならない。

5 交通情報の通報連絡

(1) 交通規制課長及び署長等は、対象道路において交通障害若しくは交通渋滞が発生し、又は発生するおそれがある場合及び道路使用が行われる場合は、一般道路においては「一般道路における交通情報通報連絡基準（別表1）」、高速自動車国道においては「高速道路における交通情報通報連絡基準（別表2）」に基づき、別表に記載するそれぞれの通報連絡先に通報連絡するものとする。

(2) 通報連絡事項は、次のとおりとする。

- ア 交通情報の種別及び通報種別
- イ 交通障害、道路使用又は交通渋滞の発生日時
- ウ 交通障害、道路使用又は交通渋滞の発生場所等
- エ 交通障害、道路使用又は交通渋滞の交通規制内容
- オ 交通障害、道路使用又は交通渋滞の原因、内容等
- カ う回路
- キ 解消の見通し
- ク その他参考資料として位置図、現場付近の略図

(3) 交通情報の通報連絡方法

交通情報の通報連絡は、別記様式「道路交通情報通報票」により、交通管制センターへファックスにより行うものとする。

なお、急を要する場合は、電話（無線）により一報の後、前記要領で通報連絡すること。

6 交通情報の広報等

(1) 交通規制課長は、収集した交通情報は、次により情報提供に努めるものとする。

- ア 電話照会に対する情報提供
- イ 報道機関に対する情報提供
- ウ 道路交通情報板による情報提供
- エ 道路交通情報通信システム（VICS）による情報提供
- オ 財団法人日本道路交通情報センターに対する情報提供

(2) 署長等は、ドライバー等に対して交通情報を提供できるよう積極的に広報に努めるものとする。

7 その他

自然災害による交通障害が発生し、または発生するおそれがある場合の通報連絡は、災害等の発生に伴う各種関係諸規定によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

別表 1

一般道路における交通情報通報連絡基準

通報の種別	交通障害情報	道路使用情報	交通渋滞情報	対象道路	通報連絡先	
					署長等から	交規制課長から
A 通報	(1) 3日間以上全面通行禁止が続くことが予想される場合 (2) 災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合 (3) 災害対策基本法に基づき、市町村長が警戒地区を設定し、又は解除した場合	B 通報又はC 通報及びその他の道路使用許可で、社会的に大きな反響が予想される場合	B 通報又はC 通報及びその他の渋滞で、渋滞の原因又は形態等が特異なもので、社会的に大きな反響が予想される場合	・自動車専用道路 ・国道 ・主要地方道 ・その他の有料道路	・交通管制センター ・関係警察署 ・道路管理者	・県下各警察署 ・関係行政機関 ・日本道路交通情報センター ・報道機関等 (自動車専用道路、又は2以上の府県にまたがる国道の場合は、下記を加える) ・警察庁 ・全管区 ・全都道府県警察
B 通報	6時間を超え、3日間以内の全面通行禁止が続くことが予想される場合	(1) 6時間を超えて全面通行禁止を伴う工事等が行われる場合 (2) 3日間を超える車線規制又は交互通行が行われる場合	30km を越える渋滞長が1時間以上継続し、又は継続することが予想される場合			・県下各警察署 ・関係行政機関 ・日本道路交通情報センター ・報道機関等 (自動車専用道路、又は2以上の府県にまたがる国道の場合は、下記を加える) ・中部管区警察局及び隣接する管区 ・中部管区内県警察 ・関係府県警察
C 通報	(1) 2時間を超え、6時間以内の全面通行禁止が続くことが予想される場合 (2) 通常、冬期間に積雪等がない道路において、積雪等のため、1時間以内の通行禁止が行われた場合	30分以上6時間以内の全面通行禁止が行われる場合	10km を越え、30km 以内の渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合			・県下各警察署 ・関係行政機関 ・日本道路交通情報センター ・報道機関等 (自動車専用道路、又は2以上の府県にまたがる国道の場合は、下記を加える) ・中部管区警察局及び隣接する管区 ・関係府県警察
D 通報	A, B, C 各通報以外の交通情報で、一般交通に支障を及ぼすおそれがある場合					・関係行政機関 ・日本道路交通情報センター ・報道機関等 (自動車専用道路、又は2以上の府県にまたがる国道の場合は、下記を加える) ・特に通報連絡を必要と認める隣接府県警察

- 注) 1 管区とは、管区警察局、警視庁及び北海道警察をいう。
2 隣接する管区警察局とは、中部管区警察局と隣接する管区警察局をいう。

別表 2

高速道路における交通情報通報連絡基準

通報の種別	交通障害情報	道路使用情報	交通渋滞情報	対象道路	通報連絡先	
					署長等から	交通規制課長から
A 通報	(1) 24時間を超える本線通行禁止（分離区間の片側通行禁止を含む。以下同じ。）が予想される場合 (2) 災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合 (3) 災害対策基本法に基づき、市町村長が警戒区域を設定し、又は解除した場合	7日間以上の本線通行禁止を必要とする場合 （時間規制を含む。）	B 通報又は C 通報及びその他の渋滞で、渋滞の原因又は形態等が特異なもので、社会的に大きな反響が予想される場合	・高速自動車国道	・交通管制センター ・関係警察署 ・道路管理者	・警察庁 ・全管区 ・全都道府県警察 ・県下各警察署 ・関係行政機関 ・日本道路交通情報センター ・報道機関等
B 通報	(1) 3時間を超え、24時間以内の本線通行禁止が予想される場合 (2) 7日間以上車線規制を実施する場合	(1) 6日間以内の本線通行禁止を必要とする場合 （時間規制を含む。） (2) 対面通行又は片側交互通行を必要とする場合 (3) 6時間以上の車線規制を7日間以上実施する場合 (4) 道路使用の区間が2以上の府県にわたる場合	30km を越える渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合			・警察庁 ・中部管区警察局 ・特に通報連絡を必要と認める管区、府県警察及びこれを管轄する管区 ・関係行政機関 ・日本道路交通情報センター ・報道機関等
C 通報	(1) 1時間を超え、3時間以内の本線通行禁止が予想される場合 (2) 6時間以上6日以内の車線規制を実施する場合	6時間以上の車線規制を1日以上6日間以内、実施する場合	20km 以上30km 以内の渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合			・中部管区警察局 ・特に通報連絡を必要と認める管区、府県警察及びこれを管轄する管区 ・関係行政機関 ・日本道路交通情報センター ・報道機関等
D 通報	A, B, C 各通報以外の交通情報で、一般交通に支障を及ぼすおそれがある場合					・特に通報連絡を必要と認める隣接県警察 ・関係行政機関 ・日本道路交通情報センター ・報道機関等

注) 1 特に通報連絡を必要と認める管区、府県警察及びこれを管轄する管区とは、交通障害等により影響を受けると予想される中部管区警察局内の県警察、隣接管区警察局及び隣接管区内の府県警察をいう。
2 隣接管区とは、中部管区警察局と隣接する管区警察局をいう。

別記様式

道路交通情報通報票

					通報の種別	A	B	C	D	
通報日時	平成	年	月	日	時	分	警察署(隊)		担当	
発生(使用)日時 (期間)	平成	年	月	日	時	分頃から				分頃まで)
交通情報の種別	交通障害		道路使用			交通渋滞				
道路種別	高速道路 その他の有料道路	自動車専用道 一般県道	国道	主要地方道 市町村道		路線名				
発生場所					区間	~				
規制内容	1 通行止	詳細なし 進入禁止 冬期通行止め 不明 ()								
	2 大型通行止	詳細なし 大型車通行止 大型特殊通行止 大型貨物通行止 不明 ()								
	3 右左折規制	詳細なし 右折禁止 左折禁止 直進禁止 右左折禁止 不明 ()								
	4 車線規制	詳細なし 1車線規制 2車線規制 ()								
	5 片側規制	詳細なし 片側交互通行 片側通行 対面通行 不明								
	6 チェーン規制	詳細なし 50 km/h 不明 ()								
	7 移動規制	詳細なし 路肩寄り センター寄り ()								
	8 その他	詳細なし 規制なし 不明 ()								
原因内容	1 事故	詳細なし 人身事故 物損事故 不明 ()								
	2 火災	詳細なし 斜面火災 車両火災 法面火災 路面火災 道路脇施設火災 トンネル火災 不明 () 沿道火災								
	3 路上障害物	詳細なし 故障車 落下物 不明 ()								
	4 工事	詳細なし 電気工事 ガス工事 水道工事 舗装工事 歩道工事 電話工事 下水道工事 法面工事 架橋工事 道路工事 交通安全施設工事 事故復旧工事 災害工事 標識工事 ガードレール工事 不明 ()								
	5 作業	詳細なし 道路施設清掃 樹木伐採 植栽作業 除草作業 除雪作業 凍結防止剤散布作業 法面作業 排水作業 架橋補修作業 トンネル内清掃点検 照明設備清掃点検 レーンマーク作業 点検作業 不明 ()								
	6 行事等	詳細なし 御警衛 催し物 パレード 祭礼 デモ 歩行者天国 マラソン 警備 不明 ()								
	7 気象	詳細なし 雪 大雪 凍結 強風 霧 大雨 台風 洪水 吹雪 雪崩 雷 積雪 横風 シャーベット 圧雪 雷雨 不明 ()								
	8 災害	詳細なし 土砂崩れ 落石 道路冠水 冠水 道路陥没 道路損壊 倒木 停電 落雷 不明 ()								
	9 その他	詳細なし 不明								
迂回路	有	無	(路線名等)							
交通障害等解消の見通し					月	日	時	分頃	不明	
警察署(隊)措置状況										
他の警察署等への依頼事項										

該当項目の をチェックすること。
交通障害区間(場所)を記入した位置図を添付すること。